

2024年（令和6年）以後の適用 所得税コース改正一覧

項 目 2024年度	詳 細 内 容																												
令和6年度確定申告書の様式	令和6年分の確定申告（定額減税を含む）が下記のリンク先にアップされています。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/syotoku/r06.htm 第1表の主な変更点は、㊿に定額減税が追加されています。																												
定額減税	令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である居住者については、本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき、所得税:30,000円、住民税:10,000円の税額控除を受けることができます。 なお、控除しきれない金額については、調整給付金として給付を受けることができます。 https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm ※ 上記の改正は、令和6年分の所得税、令和6年度の住民税について、適用されています。																												
住宅借入金等特別控除	住宅借入金等の年末残高限度額 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">住宅の種類</th><th colspan="2">年末残高限度額</th></tr><tr><th>2024年に居住</th><th>2025年に居住</th></tr><tr><td rowspan="4">新築等</td><td>認定長期優良住宅等</td><td>4,500万円 (5,000万円)</td><td>4,500万円</td></tr><tr><td>ZEH水準省エネ住宅</td><td>3,500万円 (4,500万円)</td><td>3,500万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td>3,000万円 (4,000万円)</td><td>3,000万円</td></tr><tr><td>上記以外の住宅</td><td colspan="2">0円</td></tr><tr><td rowspan="2">中古</td><td>認定等住宅</td><td colspan="2">3,000万円</td></tr><tr><td>上記以外の住宅</td><td colspan="2">2,000万円</td></tr></table> ※ 年齢19歳未満の扶養親族を有するか又は夫婦のいずれかの年齢が40歳未満の場合はカッコ書きの金額 https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000189.html ※ 上記の改正は、令和6年分以後の所得税について適用します。			住宅の種類		年末残高限度額		2024年に居住	2025年に居住	新築等	認定長期優良住宅等	4,500万円 (5,000万円)	4,500万円	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円 (4,500万円)	3,500万円	省エネ基準適合住宅	3,000万円 (4,000万円)	3,000万円	上記以外の住宅	0円		中古	認定等住宅	3,000万円		上記以外の住宅	2,000万円	
住宅の種類		年末残高限度額																											
		2024年に居住	2025年に居住																										
新築等	認定長期優良住宅等	4,500万円 (5,000万円)	4,500万円																										
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円 (4,500万円)	3,500万円																										
	省エネ基準適合住宅	3,000万円 (4,000万円)	3,000万円																										
	上記以外の住宅	0円																											
中古	認定等住宅	3,000万円																											
	上記以外の住宅	2,000万円																											

2024年（令和6年）以後の適用 所得税コース改正一覧

特定の居住用財産 の買換え 申告実務Ⅱ 【P.176】	適用期限が令和7年12月31日まで2年延長されました。
空き家に係る譲渡 所得の特別控除 申告実務Ⅱ 【P.198】	次の措置を講じた上、その適用期限が4年延長されました。 (1) 被相続人の居住用家屋が譲渡後、翌年2月15日までに次に掲げる場合に該当することとなったときも、本特例の適用を受けることができます。 ① 耐震基準に適合することとなった場合 ② その全部の取壊し、除却、滅失をした場合 (2) 相続又は遺贈により被相続人の居住用財産を取得した相続人の数が3人以上である場合における特別控除額を1人につき2,000万円とされました。 ※ 上記の改正は、令和6年1月1日以後において行う被相続人居住用財産の譲渡について適用し、適用期限が令和9年12月31日まで延長されました。
居住用財産の買換 えの場合の譲渡損 失の損益通算及び 繰越控除 申告実務Ⅱ 【P.202】	適用期限が令和7年12月31日まで2年延長されました。
特定の居住用財産 の場合の譲渡損失 の損益通算及び繰 越控除 申告実務Ⅱ 【P.203】	適用期限が令和7年12月31日まで2年延長されました。